



東京都行政書士会 八王子支部 広報

行政はちおうじ・ひの

発行所 東京都行政書士会八王子支部
 発行人 塚本富男
 〒192-0914 東京都八王子市片倉町100番地
 TEL 042-635-2452
 FAX 042-635-2453
 八王子支部ホームページURL
<http://gyoseisyosi.net/>

2018無料相談会レポート

行政はちおうじ・ひの第76号では、2018年の秋に行われた相談会のご相談内容から、行政書士の仕事とはどのようなもので、どのような相談をすることができるのか？ について、ご案内いたします。

- 2018年10月 6日(土) 八王子古本まつり相談会
- 10月 7日(日) 八王子古本まつり相談会
- 2018年11月10日(土) 日野市産業まつり相談会
- 11月11日(日) 日野市産業まつり相談会
- 2018年11月18日(日) 女性行政書士による女性のための相談会

合計5日間、無料相談会を実施いたしました。
 相談の総件数は116件でした。



最も多かったご相談は、**遺言・相続**の79件

- ・相続してほしい人が決まっている場合、どのような遺言書を作成したほうが良いのか。
- ・現在の家族構成の場合、誰が相続人になるのか。

等のご相談がございました。そのほかに、遺産分割協議書に関するご相談が多かったです。

続いて多かったご相談は、**成年後見制度**について、11件

- ・母と2人暮らし、子供である自分が先立ってしまった場合、母はどうなるのか。

不動産関係についてのご相談は、8件

その他 8件 紛争案件は行政書士は直接関われませんが、悩み事に耳を傾けて誠実に対応しました。

入管・外国人関係のご相談は、2件

- ・永住許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格認定証明書の交付申請等の取次や、帰化許可申請のサポートは行政書士が得意とするところです。外国人を雇いたいという社長さん、行政書士に相談してみたいかがでしょうか。

離婚・家族問題 1件

消費者問題 1件

法人設立 1件 医療法人や株式会社の設立、事業承継等、他の士業の方と連携して業務をしている行政書士は数多くいます。

許認可手続 1件 行政書士業務の王道です。建設業の許可を取りたい、産業廃棄物処理業を始めたい、運送業を始めたい、飲食店を開きたい等、そういったご相談はぜひ行政書士にご相談ください。

2019年も八王子市役所・日野市役所での無料相談、八王子古本まつり、日野市産業まつりでの無料相談会を実施する予定です。行政書士には守秘義務がありますので、安心して、お気軽にご相談ください。

新しい特定技能の制度について

日本では今まで、原則として外国人の単純労働は禁止されていましたが、人材不足に対応するため、「特定技能」という在留資格が入管法の改正によって創設され、2019年4月1日から施行されます。

この入管法の改正はとても大きな出来事です。

この特定技能は大きく「特定技能1号」と「特定技能2号」に分かれています。

ただし、技能といってもどの分野でも認められるわけではなく、現状では、特定技能1号は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14種となっており、特定技能2号は、建設、造船・舶用工業の2種となっています。

在留期間は、特定技能1号で最長5年と短いような気もしますが、特定技能2号、技能実習と組み合わせることにより、10年以上日本に滞在することも可能となります。

自分の会社で「働き手がいなくて困っている」という場合には、検討してみてもいいでしょうか。

詳細については、QRコードからご覧ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



行政書士は、在留資格の手続きもおこなっているのです。在留資格でお困りのときは行政書士にご相談ください。

そうだ、行政書士に相談しよう！

「行政書士って、何をする人？」という疑問に「行政書士は、こんなことをしています。」と行政書士の紹介をして来ましたこのコーナーも、今回で最終回となります。

「何か商売をしたい」「この広場でイベントをしたい」「役所の助けが必要だ」「外国人だけど日本で暮らしたい」このような場合には、許認可や届出といった行政手続が必要となる場合があります。日常生活と密接に関係している行政手続の専門家が行政書士です。

「市民活動を続けるには法人を作らないといけない」「契約書って、どう書けばいいの」「相続をどうしよう」こういった疑問でお困りの場合、その解決を支援させて頂くのが、街の法律家である行政書士の役割です。

また行政書士は、お忙しい会社の記帳会計を代行したり、ADR といった民間調停を執り行ったり、成年後見人等を務めたりと様々な分野で皆様のお役に立てるよう活動しております。

とはいえ行政書士が「やってはいけないこと」も沢山ございます。裁判の代理人、登記手続き、税務申告などなど。そこで我々行政書士は、出来る方々との〈つながり〉を大切にしております。法人設立の登記にお悩みなら司法書士に、相続税の申告でお困りなら税理士に、行政不服申立の裁決にご不満なら弁護士に、皆様をつなぐことが出来るようアドバイスをさせていただきます。また、どの役所に、何を提出すればよいかのご不明な場合にも、役所と皆様をおつなぎし、手続を支援させていただきます。

何かお困りのことがございましたら「**そうだ行政書士に相談しよう**」この言葉を思い出し、我々をお尋ねください。ともに問題解決への第一歩を踏出しましょう。

支部の動き

平成30年9月から平成31年2月までの間に実施された東京都行政書士会八王子支部の行事、研修会等は、以下のとおりです。（講師名 敬称略）

実施日	行事・研修会等の内容	場所
9月8日(土)	新入会員歓迎オリエンテーション ／暴力団等排除対策委員会研修会 (講師：警視庁日野警察署 刑事組織犯罪対策課)	「PlanT」 日野市多摩平の森産業連携センター
9月24日(月)	東京都行政書士会ソフトボール大会参加	明治神宮外苑 軟式グラウンド
10月2日(火)	平成30年度第3回研修会 八王子経営道場～事業承継の巻～ (講師：税理士 岡村宝美)	北野市民センター 7階会議室1
10月2日(火)	支部長及び副支部長 官公署訪問	市役所、警察署等 (八王子市内、日野市内)
10月6日(土) ～10月7日(日)	八王子古本まつり無料相談会 ((公社) 成年後見支援センターヒルフェとの共催)	八王子古本まつり内 キクマツヤ前特設ブース
10月18日(木)	平成30年度八王子街づくり協議会 研修会及び意見交換会 本会及び政連支部理事参加	八王子エルシィ
10月29日(月)	研修旅行／平成30年度第4回研修会 八王子行政書士道場～旅情編～意見交換と親睦 (講師：東京都行政書士会八王子支部会員有志)	横浜、鎌倉、江の島
11月10日(土) ～11月11日(日)	日野市産業まつり無料相談会	日野市民の森ふれあいホール
11月18日(日)	女性行政書士による女性のための相談会	マイタウンクラブ八王子
12月5日(水)	平成30年度第5回研修会 八王子行政書士道場～事務所経営の巻～ (講師：行政書士 小林佳古・佐々木正彦・西田聡・荒井兄吾・岡本ふみ)	八王子労政会館 第4会議室
12月5日(水)	忘年会	北海道 八王子駅前店
1月19日(土)	新年賀詞交歓会	八王子エルシィ
2月23日(土)	平成30年度第6回研修会 八王子行政書士道場～司法書士との共生の巻～ (講師：行政書士 司法書士 和田信仁郎)	生涯学習センター(クリエイトホール) 11階視聴覚室



女性行政書士による女性のための相談会のようす



新入会員歓迎オリエンテーションのようす

2018年(平成30年)7月に、相続法制の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と、法務局において遺言書を保管するサービスを行うこと等を内容とする「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立しました。

民法には、人が死亡した場合に、その人(被相続人)の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められており、この部分は「相続法」などと呼ばれています。

この相続法については、1980年(昭和55年)に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。一方、この間、我が国における平均寿命は延び、社会の高齢化が進展するなどの社会経済の変化が生じており、今回の改正では、このような変化に対応するために、相続法に関するルールを大きく見直しています。具体的には、

- (1) 被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮等の観点から、
 - ① 配偶者居住権の創設
 - ② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- (2) 遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、
 - ① 自筆証書遺言の方式緩和
 - ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法)
- (3) その他、預貯金の払戻し制度の創設、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度の創設などの改正を行っています。

(以上、法務省ホームページより)

上記の変更について、より詳しくお知りになりたい方は、下記をご参照ください。

政府広報オンライン「約40年ぶりに変わる“相続法”！相続の何が、どう変わる？」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/1.html>

法務省「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html



政府広報オンライン



法務省

また、今回の改正では「自筆証書遺言」の取り扱いが大きく変わります。遺言について相談したい場合は、ぜひお近くの行政書士にお問い合わせください。

東京都行政書士会八王子支部は、以下の無料相談会に支部会員を相談員として派遣しています。相続手続や遺言書の作成について、また各種許認可手続についてお困りのときは、お気軽に相談にお越しください。

1. 各市役所主催の無料相談

- ・八王子市役所「相続・遺言等暮らしの手続き相談(無料)」

担当：市民生活課市民相談室

毎週木曜日 13時30分～16時30分

要予約 042-620-7227

- ・日野市役所「相続・遺言等暮らしの書類作成相談(無料)」

担当：企画部市長公室市民相談担当

毎月第1金曜日・第3木曜日 13時30分～16時00分

要予約 042-514-8094

2. 当支部主催の街頭無料相談

- ・八王子「古本まつり」無料相談

日時 2019年5月3日・4日 10時00分～16時00分

場所 八王子古本まつり会場内特設テント(キクマツヤさん付近)

予約は不要です。お気軽にお立ち寄りください。

※秋の八王子「古本まつり」および「日野市産業まつり」でも街頭無料相談を実施する予定です。

広報部

佐々木 西田 山本 清水 藤原 松浦